

令和2年2月12日開会

# 令和2年2月徳島県議会定例会議案



## 目 次

第 1 号	令和2年度徳島県一般会計予算	1頁
第 2 号	令和2年度徳島県用度事業特別会計予算	17
第 3 号	令和2年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算	19
第 4 号	令和2年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算	21
第 5 号	令和2年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	23
第 6 号	令和2年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算	25
第 7 号	令和2年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計予算	27
第 8 号	令和2年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算	29
第 9 号	令和2年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算	31
第 10 号	令和2年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算	33
第 11 号	令和2年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算	35
第 12 号	令和2年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算	37
第 13 号	令和2年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算	39
第 14 号	令和2年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算	41
第 15 号	令和2年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算	43
第 16 号	令和2年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算	45
第 17 号	令和2年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算	47
第 18 号	令和2年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算	49
第 19 号	令和2年度徳島県証紙収入特別会計予算	51
第 20 号	令和2年度徳島県公債管理特別会計予算	53
第 21 号	令和2年度徳島県給与集中管理特別会計予算	55

第	22	号	令和2年度徳島県病院事業会計予算	57頁
第	23	号	令和2年度徳島県電気事業会計予算	61
第	24	号	令和2年度徳島県工業用水道事業会計予算	65
第	25	号	令和2年度徳島県土地造成事業会計予算	69
第	26	号	令和2年度徳島県駐車場事業会計予算	71
第	27	号	令和2年度徳島県流域下水道事業会計予算	73
第	28	号	徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について	77
第	29	号	徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部改正について	79
第	30	号	公衆浴場法施行条例の一部改正について	81
第	31	号	食品衛生法施行条例及び徳島県食の安全安心推進条例の一部改正について	83
第	32	号	徳島県動物の愛護及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	85
第	33	号	徳島県職員定数条例の一部改正について	87
第	34	号	徳島県部等設置条例及び徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正について	89
第	35	号	徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	91
第	36	号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	93
第	37	号	徳島県税条例の一部改正について	95
第	38	号	徳島県次世代はぐくみ未来創造基金条例の制定について	97
第	39	号	徳島県生活環境保全条例の一部改正について	99
第	40	号	徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	101
第	41	号	徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について	103
第	42	号	徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正について	105
第	43	号	徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について	107
第	44	号	徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について	109

第	45	号	徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	111
第	46	号	徳島県漁港管理条例の一部改正について	113
第	47	号	徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について	115
第	48	号	徳島県都市公園条例の一部改正について	117
第	49	号	徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	119
第	50	号	建築基準法施行条例の一部改正について	121
第	51	号	徳島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正について	123
第	52	号	徳島県学校職員定数条例の一部改正について	125
第	53	号	徳島県立学校設置条例の一部改正について	127
第	54	号	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について	129
第	55	号	徳島県警察関係手数料条例の一部改正について	131
第	56	号	徳島県公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を要する場合を定める 条例の一部改正について	133
第	57	号	徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	135
第	58	号	令和元年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金の追加について	137
第	59	号	令和元年度農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益市町村負担金の追加について	139
第	60	号	鳴門池田線緊急地方道路整備工事曾江谷新橋上部工の請負契約について	141
第	61	号	徳島県立博物館新常設展構築業務の委託契約について	143
第	62	号	権利の放棄について	145
第	63	号	権利の放棄について	147
第	64	号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解について	149
第	65	号	包括外部監査契約について	151
第	66	号	県営電気事業の売電料金等について	153

報告第1号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について……………	155頁
報告第2号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について……………	157

## 第 1 号

## 令和 2 年度 徳 島 県 一 般 会 計 予 算

令和2年度徳島県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ505,683,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 2 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 77,500,000
	1 県 民 税	26,386,683
	2 事 業 税	17,397,797
	3 地 方 消 費 税	14,764,352
	4 不 動 産 取 得 税	1,497,264
	5 県 た ば こ 税	774,913
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	227,669
	7 軽 油 引 取 税	5,804,010
	8 自 動 車 税	10,612,217
	9 鉦 区 税	1,366
	10 狩 猟 税	12,984
11 旧 法 に よ る 税	20,745	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		30,800,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	30,800,000

3 地 方 譲 与 税		14,900,000
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	13,000,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,631,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	67,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	83,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	118,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		335,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	335,000
5 地 方 交 付 税		149,500,000
	1 地 方 交 付 税	149,500,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		204,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	204,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		1,039,652
	1 分 担 金	281,995
	2 負 担 金	757,657
8 使 用 料 及 び 手 数 料		6,072,192

	1 使 用 料	4,458,032
	2 手 数 料	1,614,160
9 国 庫 支 出 金		66,032,583
	1 国 庫 負 担 金	32,259,485
	2 国 庫 補 助 金	32,466,332
	3 委 託 金	1,306,766
10 財 産 収 入		992,732
	1 財 産 運 用 収 入	736,238
	2 財 産 売 払 収 入	256,494
11 寄 附 金		24,050
	1 寄 附 金	24,050
12 繰 入 金		84,254,060
	1 特 別 会 計 繰 入 金	64,774,252
	2 基 金 繰 入 金	19,479,808
13 繰 越 金		1,000,000
	1 繰 越 金	1,000,000
14 諸 収 入		15,882,731

		1 延滞金, 加算金及び過料等	90,610
		2 県預金利子	2,071
		3 公営企業貸付金元利収入	5,040,000
		4 貸付金元利収入	4,422,160
		5 受託事業収入	651,888
		6 収益事業収入	2,788,389
		7 雑入	2,887,613
15 県	債		57,146,000
		1 県債	57,146,000
	歳入	合計	505,683,000

歳出

款	項	金額
1 議会費		千円 1,019,735
	1 議会費	1,019,735
2 総務費		27,572,402
	1 総務管理費	13,112,995

		2 企 画 費	6,570,287
		3 徴 税 費	2,809,363
		4 市 町 村 振 興 費	2,095,925
		5 選 挙 費	32,713
		6 防 災 費	1,978,638
		7 統 計 調 査 費	644,796
		8 人 事 委 員 会 費	142,476
		9 監 査 委 員 費	185,209
	3 民 生 費		64,210,131
		1 社 会 福 祉 費	46,385,769
		2 児 童 福 祉 費	13,049,907
		3 生 活 保 護 費	4,774,455
	4 衛 生 費		25,809,760
		1 公 衆 衛 生 費	6,069,395
		2 環 境 衛 生 費	3,057,519
		3 保 健 所 費	1,339,816
		4 医 薬 費	6,021,036

		5 病 院 事 業 費	9,321,994
	5 勞 働 費		5,061,835
		1 勞 政 費	3,944,775
		2 職 業 訓 練 費	1,010,168
		3 勞 働 委 員 会 費	106,892
	6 農 林 水 産 業 費		32,866,982
		1 農 業 費	4,935,221
		2 園 芸 費	1,244,382
		3 畜 産 業 費	2,045,311
		4 農 地 費	10,804,976
		5 林 業 費	11,433,455
		6 水 産 業 費	2,403,637
	7 商 工 費		65,837,635
		1 商 業 費	60,139,496
		2 工 鉱 業 費	4,028,763
		3 観 光 費	1,669,376
	8 土 木 費		54,451,993

		1 土 木 管 理 費	3,662,731
		2 道 路 橋 り よ う 費	24,251,686
		3 河 川 海 岸 費	17,800,275
		4 港 湾 費	3,405,293
		5 都 市 計 画 費	3,970,774
		6 住 宅 費	1,361,234
	9 警 察 費		24,721,913
		1 警 察 管 理 費	22,437,850
		2 警 察 活 動 費	2,284,063
	10 教 育 費		86,429,228
		1 教 育 総 務 費	14,948,719
		2 小 学 校 費	24,656,572
		3 中 学 校 費	15,452,755
		4 高 等 学 校 費	19,095,566
		5 特 別 支 援 学 校 費	7,537,615
		6 社 会 教 育 費	2,775,670
		7 保 健 体 育 費	1,962,331

11 災 害 復 旧 費		13,865,550
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,843,200
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	11,922,350
	3 公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費	100,000
12 公 債 費		71,733,386
	1 公 債 費	71,733,386
13 諸 支 出 金		31,952,450
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	14,269,479
	2 利 子 割 交 付 金	74,372
	3 配 当 割 交 付 金	616,974
	4 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	352,624
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	768,110
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	15,439,091
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	159,690
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	100
	9 環 境 性 能 割 交 付 金	272,000
	10 利 子 割 精 算 金	10

14 予備費		150,000
	1 予備費	150,000
歳出	合計	505,683,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
鳴門合同庁舎施設改修事業工事請負契約	令和3年度	124,857千円
奨学金返還支援費に係る補助金	自 令和2年度 至 令和20年度	240,000千円
地方債証券の共同発行により生ずる連帯債務（共同発行市場公募地方債）	自 令和2年度 至 令和12年度	元金 1,186,000,000千円 及びこれに対する利 子相当額
自動車税納税通知書等作成業務委託契約	令和3年度	8,000千円
カヌースラロームコース設営撤去工事請負契約	令和3年度	5,000千円
徳島県立障がい者交流プラザ屋上防水改修等工事請負契約	令和3年度	119,070千円
公益財団法人とくしま産業振興機構の中小企業・雇用対策推進費造成事業融資損失補償契約	令和3年度	融資額 36,800,000千円 及び金利3%並びに 延滞金及び違約金年 10.95%の範囲内 における損失補償

公益財団法人とくしま産業振興機構のとくしま経済飛躍ファンド造成事業融資損失補償契約	令和3年度	融資額 960,000千円 及び金利3%並びに 延滞金及び違約金年 10.95%の範囲内 における損失補償
徳島県立渦の道の塗装等補修工事請負契約	令和3年度	40,000千円
公益社団法人徳島森林づくり推進機構の株式会社日本政策金融公庫資金損失補償契約	自 至 令和2年度 令和58年度	融資額 171,000千円 に対するつきにかか ける損失補償 償還期限到来後10か 月の期間満了の日 (以下「損失確定 日」という。)にお いて、株式会社日本 政策金融公庫が弁済 を受けなかった元利 金合計額(遅延損害 金を含む。)及び損 失確定日の翌日から 補償履行の日までの 利率年11%の割合に よる金額
公益財団法人徳島県農業開発公社の農地保有合理化事業等資金損失補償契約	自 至 令和3年度 令和13年度	融資額 80,000千円 並びに延滞金及び違 約金年10.95%の範 囲内における損失補 償
基幹農道整備事業工事請負契約	令和3年度	20,000千円
県営農道整備事業工事請負契約	令和3年度	10,000千円
経営体育成基盤整備事業工事請負契約	令和3年度	20,000千円
農業水利施設保全対策事業工事請負契約	令和3年度	300,000千円
老朽ため池等整備事業工事請負契約	令和3年度	40,000千円

地盤沈下対策事業工事請負契約	令和3年度	350,000千円
国営付帯県営農地防災事業工事請負契約	令和3年度	80,000千円
徳島県土地開発公社の開発事業資金債務保証	自 令和3年度 至 令和12年度	融資額 2,500,000千円 及び金利5%の範囲 内における債務保証
徳島県土地開発公社の用地取得等契約	自 令和3年度 至 令和12年度	用地費、補償費等 2,500,000千円 及び金利5%の範囲 内の金額
高速自動車道対策事業業務委託契約	令和3年度	30,000千円
道路維持作業用自動車売買契約	令和3年度	5,000千円
道路局部改良事業工事請負等契約	令和3年度	60,000千円
路側整備事業工事請負等契約	令和3年度	40,000千円
道路改築事業工事請負等契約	令和3年度	280,000千円
緊急地方道路整備事業工事請負等契約	令和3年度	2,000,000千円
交通安全対策事業工事請負等契約	令和3年度	20,000千円
橋りょう修繕事業工事請負等契約	令和3年度	40,000千円
街路事業工事請負等契約	令和3年度	300,000千円
公園整備事業工事請負等契約	令和3年度	800,000千円
県営住宅建設事業工事請負契約	令和3年度	55,000千円

河川特殊改良事業工事請負等契約	令和3年度	30,000千円
広域河川改修事業工事請負等契約	令和3年度	100,000千円
総合流域防災事業工事請負等契約	令和3年度	170,000千円
地震・高潮対策河川事業工事請負等契約	令和3年度	100,000千円
河川管理施設長寿命化事業工事請負等契約	令和3年度	100,000千円
海岸侵食対策事業工事請負等契約	令和3年度	110,000千円
津波・高潮危機管理対策緊急事業工事請負等契約	令和3年度	50,000千円
海岸堤防等老朽化対策緊急事業工事請負等契約	令和3年度	40,000千円
堰堤改良事業工事請負等契約	令和3年度	50,000千円
河川等災害関連事業工事請負等契約	令和3年度	100,000千円
通常砂防事業工事請負等契約	令和3年度	80,000千円
地すべり対策事業工事請負等契約	令和3年度	80,000千円
急傾斜地崩壊対策事業工事請負等契約	令和3年度	50,000千円
河川等施設災害復旧事業工事請負等契約	令和3年度	1,000,000千円
県単独港湾整備事業工事請負等契約	令和3年度	30,000千円
港湾改修事業工事請負等契約	令和3年度	50,000千円
港湾海岸保全施設整備事業工事請負等契約	令和3年度	400,000千円

港湾補修事業工事請負等契約	令和3年度	80,000千円
港湾施設災害復旧事業工事請負等契約	令和3年度	300,000千円
電子収納推進事業業務委託契約	令和3年度	3,630千円
高校施設整備事業工事請負等契約	令和3年度	998,369千円
海部高等学校寄宿舎賃貸借契約	自 令和3年度 至 令和7年度	186,800千円

### 第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総務管理事業	千円 1,018,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
企画事業	249,000			
市町村振興事業	1,000,000			
防災事業	437,000			
社会福祉事業	233,000			
公衆衛生事業	6,000			
環境衛生事業	33,000			
医薬事業	8,000			
職業訓練事業	12,000			

畜産事業	190,000			
農地事業	2,348,000			
林業治山事業	2,521,000			
水産事業	495,000			
工鉱業関係事業	9,000			
観光事業	124,000			
道路橋りょう事業	10,813,000			
河川海岸事業	10,196,000			
港湾事業	831,000			
都市計画事業	1,026,000			
住宅事業	148,000			
警察関係事業	2,579,000			
教育総務事業	2,407,000			
中学校整備事業	91,000			
高等学校整備事業	1,624,000			
社会教育事業	647,000			
土木施設災害復旧事業	4,206,000			

公用公共用施設災害復旧事業	95,000			
臨時財政対策債	13,800,000			
計	57,146,000			

## 第 2 号

## 令和 2 年度徳島県用度事業特別会計予算

令和 2 年度徳島県用度事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,588,318千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 用 度 事 業 収 入		千円 1,588,318
	1 財 産 収 入	200
	2 繰 越 金	77,681
	3 諸 収 入	1,510,437
歳 入	合 計	1,588,318

## 歳 出

款	項	金 額
1 用 度 事 業 費		1,588,318 <sup>千円</sup>
	1 用 度 事 業 費	1,588,318
歳 出	合 計	1,588,318

## 第 3 号

## 令和2年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算

令和2年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,304,550千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		千円 2,304,550
	1 繰 越 金	1,274,807
	2 諸 収 入	1,029,743
歳 入 合 計		2,304,550

## 歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		2,304,550 <sup>千円</sup>
	1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金	2,304,550
歳 出	合 計	2,304,550

## 第 4 号

## 令和2年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算

令和2年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ257,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金収入		千円 257,400
	1 繰 入 金	219,244
	2 諸 収 入	38,156
歳 入 合 計		257,400

## 歳 出

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金		千円 257,400
	1 早明浦ダム建設事業都市用水負担金	81,682
	2 正木ダム建設事業都市用水負担金	28,289
	3 旧吉野川河口堰建設事業都市用水負担金	147,429
歳 出	合 計	257,400

## 第 5 号

## 令和 2 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和 2 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ303,850千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 303,850
	1 繰越金	196,952
	2 諸収入	106,898
歳 入	合 計	303,850

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 303,850
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	303,850
歳 出	合 計	303,850

## 第 6 号

## 令和 2 年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算

令和 2 年度徳島県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72,063,633千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険事業収入		千円 72,063,633
	1 分担金及び負担金	20,628,365
	2 国庫支出金	22,535,817
	3 療養給付費等交付金	1,000
	4 前期高齢者交付金	23,901,464
	5 共同事業交付金	65,424
	6 財産収入	1,448

	7 繰 入 金	4,930,115
歳 入	合 計	72,063,633

## 歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		千円 72,063,633
	1 国民健康保険事業費	72,062,185
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	1,448
歳 出	合 計	72,063,633

## 第 7 号 令和 2 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計予算

令和 2 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ254,901千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金収入		千円 254,901
	1 繰 入 金	101
	2 諸 収 入	98,800
	3 県 債	156,000
歳 入 合 計		254,901

## 歳 出

款	項	金 額
1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 254,901
	1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	254,901
歳 出	合 計	254,901

## 第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	千円 156,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

## 第 8 号

## 令和2年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算

令和2年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,650,330千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和2年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 127,650,330
	1 使用料及び手数料	3,777
	2 財産収入	500
	3 繰入金	64,306,000
	4 繰越金	35,807

	5 諸 収 入	63,304,246
歳 入	合 計	127,650,330

## 歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 ・ 雇 用 対 策 事 業 費		千円 127,650,330
	1 中 小 企 業 ・ 雇 用 対 策 事 業 費	127,650,330
歳 出	合 計	127,650,330

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
企業立地促進事業に係る補助金交付指令	自 令和3年度 至 令和10年度	2,500,000千円

## 第 9 号

## 令和2年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

令和2年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,606千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金収入		千円 56,606
	1 繰越金	51,405
	2 諸収入	5,201
歳 入 合 計		56,606

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金貸付金		千円 56,606
	1 中小企業近代化資金貸付金	56,606
歳 出	合 計	56,606

## 第 10 号

## 令和 2 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算

令和 2 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73,678千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 徳島ビル管理事業収入		千円 73,678
	1 財 産 収 入	53,848
	2 繰 越 金	19,820
	3 諸 収 入	10
歳 入	合 計	73,678

## 歳 出

款	項	金 額
1 徳島ビル管理事業費		千円 73,678
	1 徳島ビル管理事業費	73,678
歳 出	合 計	73,678

第 11 号

令和 2 年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算

令和 2 年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,527千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 収 入		千円 4,527
	1 繰 入 金	299
	2 繰 越 金	3,728
	3 諸 収 入	500
歳 入	合 計	4,527

## 歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金		千円 4,527
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金	4,527
歳 出	合 計	4,527

## 第 12 号

## 令和 2 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算

令和 2 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,978千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林 業 改 善 資 金 収 入		千円 101,978
	1 繰 入 金	1,975
	2 繰 越 金	95,001
	3 諸 収 入	5,002
歳 入	合 計	101,978

## 歳 出

款	項	金 額
1 林業改善資金貸付金		千円 101,978
	1 林業改善資金貸付金	101,978
歳 出	合 計	101,978

## 第 13 号

## 令和 2 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算

令和 2 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ328,272千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県有林県行造林事業収入		千円 328,272
	1 財産収入	191,772
	2 繰入金	115,857
	3 繰越金	528
	4 諸収入	20,115
歳 入	合 計	328,272

## 歳 出

款	項	金 額
1 県有林県行造林事業費		千円 328,272
	1 県有林県行造林事業費	328,272
歳 出	合 計	328,272

第 14 号

令和 2 年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

令和 2 年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,912千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 収 入		千円 80,912
	1 繰 入 金	910
	2 繰 越 金	71,580
	3 諸 収 入	8,422
歳 入	合 計	80,912

## 歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 80,912
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	80,912
歳 出	合 計	80,912

第 15 号

令和 2 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算

令和 2 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,495,592千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 3,495,592
	1 財 産 収 入	1,692,446
	2 繰 入 金	500,000
	3 繰 越 金	64,996
	4 諸 収 入	150

	5 県	債	1,238,000	
歳	入	合	計	3,495,592

## 歳 出

款	項	金	額	
1 公用地公共用地取得事業費			千円 3,495,592	
	1 公用地公共用地取得事業費		3,491,830	
	2 土地開発基金積立金		3,762	
歳	出	合	計	3,495,592

## 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共用地取得事業	千円 1,238,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 16 号

令和 2 年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算

令和 2 年度徳島県港湾等整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,140,890千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 収 入		千円 3,140,890
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	903,218
	2 財 産 収 入	66,746
	3 繰 入 金	820,000
	4 繰 越 金	80,000

	5 諸 収 入	21,926
	6 県 債	1,249,000
歳 入	合 計	3,140,890

## 歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 費		千円 3,140,890
	1 港 湾 等 整 備 事 業 費	2,674,288
	2 徳島小松島港津田地区整備事業費	213,848
	3 空 港 周 辺 整 備 事 業 費	252,754
歳 出	合 計	3,140,890

## 第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港湾等整備事業	千円 1,049,000	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
徳島小松島港津田地区整備事業	200,000			
計	1,249,000			

## 第 17 号

## 令和 2 年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算

令和 2 年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ130,387千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 収 入		千円 130,387
	1 財 産 収 入	198
	2 繰 越 金	120,311
	3 諸 収 入	9,878
歳 入	合 計	130,387

## 歳 出

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 運 営 費		千円 130,387
	1 県 営 住 宅 敷 金 運 営 費	130,387
歳 出	合 計	130,387

## 第 18 号

## 令和2年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算

令和2年度徳島県奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ272,927千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 奨 学 金 収 入		千円 272,927
	1 財 産 収 入	1,241
	2 繰 越 金	90,228
	3 諸 収 入	181,458
歳 入 合 計		272,927

## 歳 出

款	項	金 額
1 奨 学 金 貸 付 金		千円 272,927
	1 奨 学 金 貸 付 金	272,927
歳 出	合 計	272,927

## 第 19 号

## 令和 2 年度徳島県証紙収入特別会計予算

令和 2 年度徳島県証紙収入特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,219,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 3,219,000
	1 証 紙 収 入	2,514,507
	2 繰 越 金	704,493
歳 入 合 計		3,219,000

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		3,219,000 <sup>千円</sup>
	1 他 会 計 繰 出 金	3,219,000
歳 出	合 計	3,219,000

## 第 20 号

## 令和 2 年度徳島県公債管理特別会計予算

令和 2 年度徳島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ115,589,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		千円 115,589,000
	1 繰 入 金	71,923,000
	2 県 債	43,666,000
歳 入	合 計	115,589,000

## 歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 115,589,000
	1 公 債 費	115,589,000
歳 出	合 計	115,589,000

## 第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	千円 43,666,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 5%以内	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

## 第 21 号

## 令和2年度徳島県給与集中管理特別会計予算

令和2年度徳島県給与集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,958,622千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 給 与 振 替 収 入		千円 30,958,622
	1 給 与 振 替 収 入	30,958,622
歳 入	合 計	30,958,622

## 歳 出

款	項	金 額
1 給 与 費		千円 30,958,622
	1 給 与 費	30,958,622
歳 出	合 計	30,958,622

## 第 22 号

## 令和 2 年度徳島県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	790床
(2) 年	間	患 者 数	
	入	院	213,890人
	外	来	247,617人
(3) 1 日 平 均 患 者 数			
	入	院	586人
	外	来	1,019人
(4) 主要な建設改良事業			
	病院増改築工事費		320,220千円
	医療器械及び備品購入費		1,278,690千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			24,417,444千円
第1項 医業収益			20,946,593千円
第2項 医業外収益			3,470,851千円
	支	出	
第1款 病院事業費用			24,825,473千円
第1項 医業費用			24,090,488千円

第2項 医 業 外 費 用 734,985千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,058,486千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,908千円及び過年度分損益勘定留保資金1,053,578千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	7,359,454千円
第1項 企 業 債	1,528,000千円
第2項 負 担 金	829,256千円
第3項 他会計からの借入金	5,000,000千円
第4項 補 助 金	2,198千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	8,417,940千円
第1項 建 設 改 良 費	1,617,119千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,560,821千円
第3項 他会計からの借入金償還金	5,240,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院整備事業	千円 1,528,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

12,252,316千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,740,000千円と定める。

令 和 2 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第 23 号

## 令和 2 年度徳島県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	水力発電所	329,800,000 k W h
	太陽光発電所	4,677,000 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	798,616千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款 事業	収益	3,909,490千円
第1項 営業	収益	3,900,159千円
第2項 財務	収益	3,411千円
第3項 事業外	収益	5,920千円
支		出
第1款 事業	費用	3,680,327千円
第1項 営業	費用	3,561,866千円
第2項 財務	費用	2千円
第3項 事業外	費用	113,459千円
第4項 特別	損失	2,000千円
第5項 予備	費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額514,402千円は、当年度分消費税及び地方消費税

資本的収支調整額72,510千円，建設改良積立金354,560千円，水素エネルギー等導入加速積立金40,000千円及び過年度分損益勘定留保資金47,332千円で補てんするものとする。)

収	入
第1款 資本的 収入	324,314千円
第1項 固定資産売却代	1,014千円
第2項 他会計長期貸付金等返還金	304,867千円
第3項 その他 収入	18,433千円
支	出
第1款 資本的 支出	838,716千円
第1項 建設改良費	798,616千円
第2項 投 資	100千円
第3項 一般会計繰出金	40,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
川口発電所2号水車発電機修繕事業工事請負契約	令和3年度	448,347千円
明神ダム巻上機等取替事業工事請負契約	令和3年度	15,166千円
日野谷発電所法面補強事業工事請負契約	令和3年度	99,041千円
川口ダム第2駐車場拡張・造成事業工事請負契約	令和3年度	45,000千円
川口発電所荷下ろしクレーン取替事業工事請負契約	令和3年度	46,381千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,050,390千円

(2) 交際費 90千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和2年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第 24 号

## 令和 2 年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	33	吉野川北岸工業用水道	22
		阿南工業用水道	11
(2) 年間総給水量	67,243,950m <sup>3</sup>	吉野川北岸工業用水道	38,591,450m <sup>3</sup>
		阿南工業用水道	28,652,500m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	184,230m <sup>3</sup>	吉野川北岸工業用水道	105,730m <sup>3</sup>
		阿南工業用水道	78,500m <sup>3</sup>
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	740,275千円
		阿南工業用水道改良工事	31,329千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 事 業 収 益			1,243,555千円
第 1 項 営 業 収 益			1,185,427千円
第 2 項 営 業 外 収 益			58,128千円
	支	出	
第 1 款 事 業 費 用			1,197,125千円
第 1 項 営 業 費 用			1,142,071千円
第 2 項 営 業 外 費 用			55,054千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額431,420千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額66,030千円及び過年度分損益勘定留保資金365,390千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	525,231千円
第1項 固定資産売却代	1千円
第2項 補助金	78,300千円
第3項 他会計長期借入金	400,000千円
第4項 その他収入	46,930千円
支 出	
第1款 資本的支出	956,651千円
第1項 建設改良費	771,604千円
第2項 企業債償還金	118,380千円
第3項 他会計長期借入金償還金	66,667千円

（一時借入金）

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	250,061千円
(2) 交際費	10千円

（たな卸資産の購入限度額）

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和2年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第 25 号

## 令和 2 年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 1,091千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事業収益 7,955千円

第 1 項 営業収益 7,740千円

第 2 項 営業外収益 215千円

支 出

第 1 款 事業費用 1,470千円

第 1 項 営業費用 1,469千円

第 2 項 営業外費用 1千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額400,000千円は、過年度分損益勘定留保資金400,000千円で補てんするものとする。）。

支 出

第 1 款 資本的支出 400,000千円

第 1 項 投資 400,000千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

令和2年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第 26 号

## 令和 2 年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収 容 台 数	525台	
(2) 建 設 改 良 工 事	既設設備改良工事	179,851千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 事 業 収 益			103,839千円
第 1 項 営 業 収 益			103,050千円
第 2 項 営 業 外 収 益			789千円
	支	出	
第 1 款 事 業 費 用			102,572千円
第 1 項 営 業 費 用			102,571千円
第 2 項 営 業 外 費 用			1千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額179,086千円は、過年度分損益勘定留保資金179,086千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第 1 款 資 本 的 収 入			765千円
第 1 項 固 定 資 産 売 却 代			765千円
	支	出	

第1款 資 本 的 支 出 179,851千円

第1項 建 設 改 良 費 179,851千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令 和 2 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第 27 号

## 令和 2 年度徳島県流域下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 2 年度徳島県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |              |                         |
|--------------|-------------------------|
| (1) 流域関連市町数  | 5市町                     |
| (2) 年間総処理水量  | 2,205,000m <sup>3</sup> |
| (3) 1日平均処理水量 | 6,041m <sup>3</sup>     |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 事業収益		998,966千円
第 1 項 営業収益		306,577千円
第 2 項 営業外収益		692,389千円
支 出		
第 1 款 事業費用		998,966千円
第 1 項 営業費用		859,346千円
第 2 項 営業外費用		129,070千円
第 3 項 特別損失		10,550千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 資本的収入		527,660千円
第 1 項 企業債		274,000千円

第2項 補助金	215,460千円
第3項 負担金	38,200千円
支 出	
第1款 資本的支出	527,660千円
第1項 企業債償還金	489,460千円
第2項 他会計長期借入金償還金	38,200千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ30,871千円及び35,298千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道整備事業	千円 274,000	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 17,919千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、354,772千円である。

令和2年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



## 第二十八号

## 徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について

徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十七の項の口中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

## 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査等の手数料の額を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第二十九号

## 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部改正について

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例**

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成二十四年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「震災からの」の下に「迅速かつ円滑な」を加え、同条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 事前復興 震災からの迅速かつ円滑な復旧及び復興を図るための被災前からの様々な準備及び実践をいう。

四 再度災害防止 被災後、同等の規模の地震、津波等により、再び同様の災害を発生させないことをいう。

第三条第一項中「及び」を「、」に改め、「をいう。」の下に「及び事前復興」を、「県民経済」の下に「及び地域社会」を、「並びに」の下に「再度災害防止の観点により、」を加え、「速やかな」を「迅速かつ円滑な復旧及び」に改め、同条第三項中「男女共同参画等」を「男女共同参画、地方創生等」に、「視点及び」を「視点」に改め、「人権」の下に「並びに地域社会の維持、再生及び育成」を加える。

第十六条第一項中「並びに」を「、」に改め、「防災訓練」という。）の下に「並びに事前復興の取組」を加える。

第二十二條第一項中「及び防災訓練」を「、防災訓練及び事前復興の取組」に改める。

第二十五條中「並びに防災訓練」を「、防災訓練並びに事前復興の取組」に改める。

第二十六條第三項中「防災訓練」の下に「及び事前復興の取組」を加える。

第二十八條及び第三十條第二項中「及び防災訓練」を「、防災訓練及び事前復興の取組」に改める。

第三十二條第三項中「防災訓練」の下に「及び事前復興の取組」を加える。

第三十五條第一項中「及び防災訓練」を「、防災訓練及び事前復興の取組」に改める。

第七十八条及び第七十九条中「再生」を「維持、再生及び育成」に改める。

第八十二条中第二項を第四項とし、同条第一項中「図りながら」の下に「、再度災害防止の観点により」を、「計画的」の下に「、迅速」を加え、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

県は、震災からの復旧及び復興を計画的、迅速かつ円滑に推進するための体制を構築するものとする。

- 2 県は、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第一号に規定する特定大規模災害が発生した場合において、政府が同条第二号に規定する復興基本方針を定めたときは、同法第九条第一項の規定により、同方針に即して、復興のための施策に関する方針を速やかに定めるものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

震災からの迅速かつ円滑な復旧及び復興を図るためには、事前復興の推進が重要であることに鑑み、その取組の一層の促進を図り、もって震災に強い社会の実現に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十号

## 公衆浴場法施行条例の一部改正について

公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

公衆浴場法施行条例（昭和六十年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「場合は」の下に「、浴槽水中の遊離残留塩素濃度が規則で定める基準に適合するよう努めるとともに」を、「結果を」の下に「当該測定の日から」を加え、同条に次の一号を加える。

十六 浴槽に水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

第六条第一項第十一号中「設備の」を「設備を設置する場合にあつては、連日使用している浴槽水を用いる構造でなく、かつ、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、」に改め、「土ぼこり」の下に「、浴槽水等」を加え、同項に次の三号を加える。

十八 水位計を設置する場合は、当該水位計は、配管内を洗浄でき、若しくは消毒できる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。

十九 配管内の浴槽水を完全に排水できるような構造とすること。

二十 調節箱を設置する場合は、清掃しやすい構造とし、レジオネラ属菌が発生しないよう、薬剤注入口を設ける等により塩素消毒等が行えるようにすること。

## 附 則

- 1 この条例は、令和二年七月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第二条第一項の許可を受けて浴場業を営んでいる者に係る公衆浴場については、当該公衆浴場の改築又は増築が行われるまでの間は、改正後の第六条第一項第十一号及び第十八号から第二十号までの規定は、適用しない。

#### 提案理由

公衆浴場における衛生等管理に関する国の要領が改められたことに鑑み、入浴者の衛生に必要な措置及び公衆浴場の構造設備の基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十一号

## 食品衛生法施行条例及び徳島県食の安全安心推進条例の一部改正について

食品衛生法施行条例及び徳島県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 食品衛生法施行条例及び徳島県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例

(食品衛生法施行条例の一部改正)

**第一条** 食品衛生法施行条例(平成十二年徳島県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第一条の二を第二条とする。

第三条中「別表第三」を「別表」に改める。

別表第一及び別表第二を削り、別表第三を別表とする。

(徳島県食の安全安心推進条例の一部改正)

**第二条** 徳島県食の安全安心推進条例(平成十七年徳島県条例第百十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第四号及び第十三条第一項第一号中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第十七条第一項第一号中「食品衛生法施行条例(平成十二年徳島県条例第二十七号)別表第二」を「食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十二号)別表第十七及び別表第十八の第一号から第七号まで」に改め、同項第二号中「第九条」を「第九条第二項」に、「第七条第一項第一号に掲げる」を「第七条第一項及び第二項に定める」に改め、同項第三号中「別表第四」を「別表第三及び別表第四の第一号から第七号まで」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。

(食品衛生法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）附則第五条の規定により同条に規定する公衆衛生上必要な措置の基準となる同条に規定する旧食品衛生法第五十条第二項の規定により条例で定める基準については、なお従前の例による。  
（徳島県食の安全安心推進条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第二条の規定による改正後の徳島県食の安全安心推進条例第十七条第一項に規定する公衆衛生上の措置に係る基準については、この条例の施行の日から起算して一年間は、なお従前の例による。  
（徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部改正）
- 4 徳島県食品表示の適正化等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。  
第二十九条中「別表第三の第一」を「別表の第一」に改める。

#### 提案理由

食品衛生法等の一部が改正され、営業の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置に関する基準が厚生労働省令で定められたこと等に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十二号

徳島県動物の愛護及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

徳島県動物の愛護及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県動物の愛護及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(徳島県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

**第一条** 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十三年徳島県条例第八号)の一部を次のように改正する。

目次中「動物愛護監視員」を「動物愛護管理監視員」に改める。

第二条第二号中「第二十六条第一項」を「第二十五条の二」に改める。

「第五節 動物愛護監視員」を「第五節 動物愛護管理監視員」に改める。

第十八条中「第三十四条第一項」を「第三十七条の三第一項」に、「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、「含む。」の下に「、第二十四条の二第三項、第二十五条第五項」を加え、「動物愛護監視員」を「動物愛護管理監視員」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

**第二条** 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十四年徳島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十七号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「若しくは」を「、第二十四条の二第三項、第二十五条第五項若しくは」に改める。

**附 則**

この条例は、令和二年六月一日から施行する。

**提案理由**

動物の愛護及び管理に関する法律の一部が改正され、動物の適正飼養のための規制が強化されたこと等に伴い、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十三号

## 徳島県職員定数条例の一部改正について

徳島県職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県職員定数条例の一部を改正する条例

徳島県職員定数条例（昭和二十四年徳島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の事務部局の職員の項中「三、四七二人」を「三、四三九人」に改め、同表病院局の職員の項中「九八五人」を「一、〇八〇人」に改め、同表教育委員会の事務部局の職員の項中「二五〇人」を「二八八人」に改める。

## 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 提案理由

県立病院の医療従事者を増員することにより、その医療の充実を図るため、病院局の職員の定数を改めるとともに、知事が徳島県文化の森総合公園文化施設を所管することに伴い、知事の事務部局の職員の定数を改める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第三十四号

## 徳島県部等設置条例及び徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正について

徳島県部等設置条例及び徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県部等設置条例及び徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例**

(徳島県部等設置条例の一部改正)

**第一条** 徳島県部等設置条例(昭和五十七年徳島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

一 危機管理環境部

第一条第四号を次のように改める。

四 未来創生文化部

第二条第一号中「危機管理部」を「危機管理環境部」に改め、同号ロ中「南海地震対策」を「南海トラフ巨大地震等対策」に改め、同号ハ中「防災」の下に「及び減災」を加え、同号に次のように加える。

一 環境の保全及び創造に関すること。

第二条第四号中「県民環境部」を「未来創生文化部」に改め、同号イ中「県民活動」を「多様な主体の連携及び協働による活動」に、「及び」を「並びに」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、同号に次のように加える。

二 徳島県文化の森総合公園文化施設に関すること。

(徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正)

**第二条** 徳島県文化の森総合公園文化施設条例(平成二年徳島県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「徳島県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「知事」に改める。

第七条第一項及び第四項中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第七項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第二条の規定による改正前の徳島県文化の森総合公園文化施設条例（以下「旧条例」という。）の規定により徳島県教育委員会がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に旧条例の規定により徳島県教育委員会に対してされている申請その他の行為は、同条の規定による改正後の徳島県文化の森総合公園文化施設条例（以下「新条例」という。）の規定により知事がした処分その他の行為又は知事に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 3 施行日の前日において旧条例第七条第三項及び第四項に規定する各協議会の委員である者は、施行日に、新条例第七条第三項及び第四項の規定により、各協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第五項本文の規定にかかわらず、徳島県立図書館協議会の委員にあつては令和二年十月三十一日まで、その他の協議会の委員にあつては令和三年五月三十一日までとする。

### 提案理由

地球温暖化に起因する自然災害の頻発化、激甚化等の本県が直面する課題の解決を図るとともに、知事が徳島県文化の森総合公園文化施設を所管することにより社会教育施設の観光振興等への活用を推進することとし、こうした施策の効果を最大限に発揮する組織体制を構築するため、危機管理部を危機管理環境部に、県民環境部を未来創生文化部にそれぞれ改組するとともに、当該文化施設に関する条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十五号

## 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表四十二の項中「徳島市」を「徳島市 鳴門市」に改める。

**附 則**

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 提案理由

地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第三十六号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「定める者」を「掲げる者」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同条に次の一号を加える。

五 給料を支給される職員 法第二条第四項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事と協議して定める額

**附 則**

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第五条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

**提案理由**

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第三十七号

## 徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県税条例の一部を改正する条例**

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の十八第二項中「第三条第二項」を「第三条」に改める。

附則第十項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第二十一項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第二項」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五十三条の十八第一項の改正規定は令和二年四月一日から、附則第二十一項第二号の改正規定は道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行の日から施行する。

**提案理由**

県土強じん化の推進、交通ネットワーク整備及び産業活性化策のための財源を確保する必要があることに鑑み、法人の県民税の法人税割の税率の特例について適用期間の延長を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第三十八号

## 徳島県次世代はぐくみ未来創造基金条例の制定について

徳島県次世代はぐくみ未来創造基金条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県次世代はぐくみ未来創造基金条例

(設置)

**第一条** 徳島県の未来を創造する次世代の人材を育み、人口減少を克服するために、県民の結婚、妊娠・出産及び子育てに対する支援その他の次世代育成並びに地方創生に資する事業に要する経費に充てるため、徳島県次世代はぐくみ未来創造基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

**第二条** 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

**第四条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入するものとする。

(繰替運用)

**第五条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第六条** 基金は、第一条に規定する事業の財源に充てる場合に限って、処分することができる。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(徳島県少子化対策緊急強化基金条例の廃止)

2 徳島県少子化対策緊急強化基金条例（平成二十六年徳島県条例第五十七号）は、廃止する。

(徳島県少子化対策緊急強化基金条例の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の徳島県少子化対策緊急強化基金条例による徳島県少子化対策緊急強化基金は、この条例による基金とみなす。

### 提案理由

徳島県の未来を創造する次世代の人材を育み、人口減少を克服するために、県民の結婚、妊娠・出産及び子育てに対する支援その他の次世代育成並びに地方創生に資する事業に要する経費に充てるため、徳島県次世代はぐくみ未来創造基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第三十九号

## 徳島県生活環境保全条例の一部改正について

徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県生活環境保全条例の一部を改正する条例**

徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第十六その十の3の表中「中央卸売市場又は地方卸売市場」を「卸売市場」に改め、同その十の3の表の備考第二項中「、第69号の3」を削る。

**附 則**

この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。

## 提案理由

水質汚濁防止法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



第四十号

徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例（昭和六十三年徳島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表その二の表中

放送設備	一式半日	四六〇円
	一式二日	七〇〇円

を

放送設備	一式半日		四
	一式二日		七
冷暖房施設	柔道場	一時間	一、六
	剣道場	一時間	一、八

六〇円
〇〇円
三〇円
三〇円

に改め、同表の備考第二項中「の生徒」の下に「及びこれに準ずる者」を加え、同備考に次のように加える。

- 9 その二の表の一時間の項の規定を適用する場合においては、一時間に満たない利用時間及び一時間に満たない端数の利用時間は、それぞれ一時間として計算する。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

**提案理由**

徳島県立中央武道館に冷暖房施設を新設することに伴い、使用料の額について所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十一号

## 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十七の項中「及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十六条の七第二項」及び「(同項第一号に規定する登録に限る。五十の項及び五十四の項において同じ。)」を削り、同表の四十八の項を次のように改める。

四十八 削除

別表第一の四十九の項中「第四条第三項」を「第四条第二項」に改め、同表の五十の項中「第四条第四項及び毒物及び劇物取締法施行令第三十六条の七第二項」を「第四条第三項」に改め、同表の五十一の項を次のように改める。

五十一 削除

別表第一の五十二の項中「第四条第四項」を「第四条第三項」に改め、同表の五十四の項中「及び毒物及び劇物取締法施行令第三十六条の七第二項」を削り、同表の五十五の項を次のように改める。

五十五 削除

別表第一の五十六の項及び五十七の項中「劇物の」の下に「製造業、輸入業又は」を加える。

## 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

#### 提案理由

毒物及び劇物取締法等の一部が改正され、毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る事務及び権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されたことに伴い、当該登録等の申請に対する審査等に係る手数料を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十二号

## 徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部改正について

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

徳島県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年徳島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十万分の四十」を「十万分の三十八」に改める。

## 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 提案理由

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の規定に基づき厚生労働大臣が定める財政安定化基金拠出率が改められたことに鑑み、これを標準として条例で定める割合を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第四十三号

## 徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例（平成二十二年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、入学料の納付後において、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条第一項に規定する授業料等減免対象者（以下「減免対象者」という。）として入学料が減免された場合は、その全部又は一部を還付することができる。

第七条第一項中「金額」の下に「（減免対象者にあつては、それぞれの金額から当該減免対象者に対する減免の額を減じた金額）」を加える。

## 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 提案理由

大学等における修学の支援に関する法律が制定され、授業料等の減免の制度が設けられたことに伴い、徳島県立総合看護学校の授業料等の納付について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第四十四号

## 徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正について

徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の四十六の項中「第十条」を「第六十九条第一項」に改め、同表の四十七の項中「第十四条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）」を「第七十二条第六項」に改め、同表の四十八の項中「第二十二条第一項」を「第七十六条第一項」に改め、同表の四十九の項中「第二十四条第二項」を「第七十八条第二項」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同表の五十の項中「第二十六条第一項ただし書」を「第七十九条第一項ただし書」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同表の五十一の項中「第三十六条第二項（同条第四項）」を「第八十八条第一項（同条第五項）」に改め、同表の五十二の項中「第六十五条第一項又は第六十六条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同表の五十三の項中「第六十五条第一項又は第六十六条第一項」を「第五十八条において読み替えて準用する同法第四十七条」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日又は漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

## 提案理由

漁業法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



第四十五号

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項に次のただし書を加える。

ただし、入学料の納付後において、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条第一項に規定する授業料等減免対象者（以下「減免対象者」という。）として入学料が減免された場合は、その全部又は一部を還付することができる。

第十五条第一項中「十一万八千八百円」の下に「（減免対象者にあつては、十一万八千八百円から当該減免対象者に対する減免の額を減じた額）」を加える。

別表第二の六次産業化研究室の項の次に次のように加える。

講堂	午前		二、一〇〇円
	午後		二、八一〇円
講義室	午前		一、二七〇円
	午後		一、六九〇円
第一研修室	午前		九五〇円
	午後		一、二七〇円
第二研修室	午前		一、一一〇円

会議室	午後	一、四八〇円
	午前	一、五八〇円
	午後	二、一一〇円

別表第二の備考に次のように加える。

- 4 第一研修室又は第二研修室をフィールドワーク活動等のための宿泊に利用する場合においては、午後五時から翌日の午前九時までの間の利用に係る使用料の額は、一人五百五十円とする。

#### 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

#### 提案理由

大学等における修学の支援に関する法律が制定され、授業料等の減免の制度が設けられたことに伴い、農業大学校の授業料等の納付について所要の改正を行うとともに、徳島県立農林水産総合技術支援センターにおいて新たに農業関係の施設を供用することに伴い、その使用料の額を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十六号

## 徳島県漁港管理条例の一部改正について

徳島県漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県漁港管理条例の一部を改正する条例

徳島県漁港管理条例（昭和四十二年徳島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「係留」の下に「（以下「停係泊」という。）」を加える。

第八条を次のように改める。

（使用の届出）

**第八条** 甲種漁港施設（航路及び第九条の二第一項第一号の知事指定施設を除く。）を、当該施設の目的（法第三条各号に区分された漁港施設の目的をいう。以下同じ。）に従い使用しようとする者（第九条の三の規定に基づき施設を使用する者を除く。）は、あらかじめ知事に届け出なければならない。この場合において、甲種漁港施設のうち輸送施設及び漁港環境整備施設については、知事が告示により指定するものに限るものとする。

第九条第三項中「一月（工作物の設置を目的とする占用にあつては、三年）」を「十年」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（使用の許可等）

**第九条の二** 次の各号に掲げる者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 甲種漁港施設（法第三十九条第五項の規定により知事が指定する区域内に存する施設に限る。次条第一項において同じ。）のうち知事が告示により指定する施設（同項において「知事指定施設」という。）を使用しようとする者
  - 二 甲種漁港施設を当該施設の目的以外の目的に使用しようとする者
- 2 知事は、前項の許可に施設の使用上必要な条件を付することができる。
  - 3 第一項の使用の期間は、一年を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

(漁船以外の船舶についての制限)

**第九条の三** 漁船以外の船舶を漁港の区域（法第三十九条第五項の規定により知事が指定する区域に限る。次項において同じ。）内に停係泊し、又は甲種漁港施設に陸置きしようとする者は、知事指定施設を使用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、漁船以外の船舶を漁港の区域内に一時的に停係泊しようとする者は、知事が告示により指定する施設を使用することとし、使用に当たっては、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

**第九条の四** 第九条第一項及び第九条の二第一項の許可を受けた者は、当該許可により生ずる権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

第十六条第一号中「第九条第一項」の下に「又は第九条の二第一項」を加え、同条第二号中「第九条第一項」を「第九条第二項又は第九条の二第二項」に改め、同条第三号中「第九条第一項」の下に「又は第九条の二第一項」を加える。

第十七条第一項中「第九条第一項」の下に「又は第九条の二第一項」を加える。

第十九条第一号中「第五条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「第七条第三項」の下に「、第九条第一項、第九条の二第一項、第九条の三第一項又は第九条の四」を加え、同号を同条第三号とし、同条中第五号を削り、第六号を第四号とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に許可を受けている漁港施設の占用の期間については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 提案理由

県が管理する漁港施設の管理の状況等に鑑み、当該施設の占用の期間等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十七号

## 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正について

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の十六の項の2中「第一条第一項第二号イ(2)及びロ(2)」を「第一条第一項第二号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査に係る手数料の算定方法について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



第四十八号

徳島県都市公園条例の一部改正について

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例

徳島県都市公園条例（昭和三十二年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 徳島県蔵本公園の項中「放送施設」を「放送施設 体育ホール冷暖房施設」に改める。

別表第三のその二の表中

放送施設	半日	二、〇二〇円
	一日	二、八八〇円

を

放送施設	半日
	一日
体育ホール冷暖房施設	一時間

	二、〇二〇円
	二、八八〇円
	一、四九〇円

に改める。

附 則

この条例は、令和二年七月一日から施行する。

**提案理由**

徳島県蔵本公園の体育ホールの冷暖房施設を新設ことに伴い、使用料の額等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四十九号

## 徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次の一号を加える。

六 過去に県営住宅に入居していた者にあつては、現に家賃の未納がないこと。

第六条第五項中「以下」の下に「又は床面積の合計（共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。）が五十五平方メートル未満」を加える。

第八条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「高齢者、心身障害者又は」を「第六条第一項第一号イ又はロに該当する者、」に改め、「扶養している者」の下に「その他規則で定める者」を加える。

第十三条第一項中「の各号」を削り、同項第一号に次のただし書を加える。

ただし、入居を許可された者がイ又はロのいずれかに該当する場合にあつては、請書に連帯保証人の連署を要しない。

イ 第六条第一項第一号ホ若しくはチに該当する者（以下「被保護者等」という。）又は被保護者等及び次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者のみで構成する世帯に属する者

(1) 被保護者等の配偶者

(2) 被保護者等の十八歳未満の子

(3) 被保護者等の親族であつて第六条第一項第一号イ又はロに該当するもの（(1)又は(2)に該当する者を除く。）

ロ 第八条第三項に規定する者

第十三条に次の一項を加える。

7 第一項第一号の請書に連署した連帯保証人が履行する責任を負うべき極度額は、入居を許可された者の入居時における家賃の六月分に相当する金額とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第十三条第一項第一号ただし書の規定は、この条例の施行の日以後に県営住宅の入居の申込みをする者に係る入居の手続について適用し、同日前に当該申込みをした者に係る入居の手続については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第十三条第七項の規定は、この条例の施行の日以後に県営住宅の入居の申込みをする者の連帯保証人の責任について適用し、同日前に当該申込みをした者の連帯保証人の責任については、なお従前の例による。

#### 提案理由

民法の一部が改正され、個人根保証契約において極度額の設定が必要になったこと、及び身寄りのない単身高齢者の増加等により、保証人の確保が困難となることが懸念されることに鑑み、高齢世帯、ひとり親世帯等については、連帯保証人を不要とする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十号

## 建築基準法施行条例の一部改正について

建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**建築基準法施行条例の一部を改正する条例**

建築基準法施行条例（昭和四十七年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の三ただし書中「第百十二條第十項」を「第百十二條第十一項」に改める。

**附 則**

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 提案理由

建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第五十一号

## 徳島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正について

徳島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

徳島県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第三号中「いう。以下」を「いい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第六条第一項において」に改め、同項第四号中「営業区域（市町村の区域を単位とする）」を「営業所ごとの営業区域（」に改め、「行おうとする」の下に「市町村の区域その他の規則で定める」を加え、同項第五号中「、その者」を「及びその者」に改め、「及びその者が担当する営業区域」を削り、同項に次の一号を加える。

六 浄化槽管理士に対する知事が指定する研修の受講実績及び受講計画

第四条第二項第一号中「第六号まで」を「第七号まで及び第九号」に改める。

第六条第一項第七号中「第十一条第一項から第三項まで」を「第十一条第一項又は第三項」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第九号において「暴力団員等」という。）

第六条第一項に次の一号を加える。

九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第九条第二号中「役員」の下に「（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）」を加える。

第十一条第一項中「営業所ごとに」の下に「営業区域の数以上の人数の専任の」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 浄化槽保守点検業者は、その使用する浄化槽管理士に対し、第四条第一項第六号に規定する研修を、第三条第一項又は第三項の登録の有効期間ごとに一回以上受講させなければならない。

第十一条第四項中「前三項」を「第一項又は前項」に改める。

第十四条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「第七号」を「第九号」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 改正後の徳島県浄化槽保守点検業者登録条例（以下「新条例」という。）第八条第一項の規定は、新条例第四条第一項各号に掲げる事項の変更であつてこの条例の施行後にあるものについて適用し、この条例の施行前にあつた当該事項の変更については、なお従前の例による。

#### 提案理由

浄化槽法の一部が改正され、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し条例で定める事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項が追加されたことに伴い、所要の整備を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十二号

## 徳島県学校職員定数条例の一部改正について

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員定数条例（平成二十七年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表県立学校の職員の項中「二、七三二人」を「二、六六三人」に改め、同表県費負担教職員の項中「四、八四二人」を「四、八〇一人」に改める。

## 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 提案理由

県立学校並びに市町村立の小学校及び中学校における児童生徒数の変動に伴う学級数等の減少等に鑑み、学校職員の定数の適正な管理を図るため、県立学校の職員及び県費負担教職員の定数を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第五十三号

## 徳島県立学校設置条例の一部改正について

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例

徳島県立学校設置条例（昭和三十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表のその一の表中 「徳島県立富岡東中学校」を「徳島県立しらさぎ中学校」に改  
 「阿南市領家町」を「徳島県立富岡東中学校」に改  
 「阿南市領家町」を「徳島市北矢三町二丁目」に改

める。

## 附 則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。

## 提案理由

本県における義務教育未修了者、外国籍の者、入学希望既卒者等に就学機会を提供する中学校夜間学級を開設するため、新たに徳島県立しらさぎ中学校を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第五十四号

## 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年徳島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条において」を「以下」に改める。

第三条第一項中「第三項並びに第七条及び第八条において」を「以下」に改める。

第七条第一項中「この項及び次条において」を「以下」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等）

**第九条** 徳島県教育委員会（原責負担教職員にあつては、その者の属する市町村の教育委員会）は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第七条に規定する指針に基づき、当該教育委員会の定めるところにより、義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

## 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

**提案理由**

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部が改正されたことに鑑み、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第五十五号

## 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十七の項中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

## 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 提案理由

古物営業法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第五十六号

徳島県公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を要する場合を定める条例  
の一部改正について

徳島県公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を要する場合を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を要する場合を定める条例の一部を改正する条例

徳島県公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を要する場合を定める条例（昭和四十一年徳島県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

## 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 提案理由

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第五十七号

## 徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和二年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

別表徳島県立三好病院の項中「整形外科」を「整形外科 形成外科」に改める。

## 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

## 提案理由

診療体制の充実を図るため、徳島県立三好病院に形成外科を新設するとともに、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第 58 号

## 令和元年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金の追加について

令和元年10月11日議決を経た県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について次のとおり追加する。

令和 2 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営土地改良事業	海陽町	老朽ため池等整備事業	円 10,000,000	円 300,000	0.3/10以内	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。

## 提案理由

令和元年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について、事業費の変更等に伴い追加する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 59 号

## 令和元年度農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益市町村負担金の追加について

令和元年10月11日議決を経た農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益市町村負担金について次のとおり追加する。

令和 2 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
農地保全地すべり防止事業	三好市	地すべり対策事業	18,000,000 <sup>円</sup>	3,000,000 <sup>円</sup>	1/6	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	神山町	地すべり対策事業	10,000,000	1,666,666	1/6	

## 提案理由

令和元年度農地保全に係る地すべり防止事業費に対する受益市町村負担金について、事業費の変更等に伴い追加する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 60 号

## 鳴門池田線緊急地方道路整備工事曾江谷新橋上部工の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

令和 2 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工	事	名	緊急地方道路整備工事
2	路	線	名	鳴門池田線
3	工	事	箇	所 美馬市脇町西赤谷～拝原 曾江谷新橋
4	工		期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から令和4年3月10日まで
5	契	約	金	額 938,300,000円
6	契	約	の	方 法 一般競争入札
7	契	約	の	相 手 方 宮地エンジニアリング・アルス製作所・ノヴィルパブリックワークス 緊急地方道路整備工事共同企業体
			代表構成員	東京都中央区日本橋富沢町9番19号 宮地エンジニアリング株式会社 代表取締役社長 石 崎 浩 代理人 大阪府大阪市西区靱本町一丁目8番2号 宮地エンジニアリング株式会社関西支社 関 西 支 社 長 塚 本 啓 一
			構 成 員	小松島市金磯町8番90号 株式会社 アルス製作所 代表取締役社長 坂 本 孝

構 成 員 阿南市津乃峰町新浜72番地の15  
ノヴィルパブリックワークス株式会社  
代表取締役 久岡 征司

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 61 号

## 徳島県立博物館新常設展構築業務の委託契約について

次のとおり構築業務の委託契約を締結する。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |   |             |                                                 |
|---|-------------|-------------------------------------------------|
| 1 | 委 託 業 務 名   | 徳島県立博物館新常設展構築業務                                 |
| 2 | 委 託 期 間     | 徳島県議会の議決のあった日から令和3年7月31日まで                      |
| 3 | 契 約 金 額     | 1,124,200,000円                                  |
| 4 | 契 約 の 方 法   | 一般競争入札                                          |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 東京都港区台場2丁目3番4号<br>株式会社 乃村工藝社<br>代表取締役社長 榎 本 修 次 |

## 提案理由

構築業務の委託契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 62 号

## 権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県営住宅の家賃1,069,300円に係る債権	回収不能のため
		徳島県営住宅の家賃303,650円に係る債権	同 上

## 提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 63 号

## 権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

相 手 方		権 利 の 内 容	放 棄 の 理 由
住 所	氏 名		
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用235,970円に係る債権	回収不能のため
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用339,420円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用612,940円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用232,430円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用30,700円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用328,560円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用638,230円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用8,000円に係る債権	同 上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用266,850円に係る債権	同 上

		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用116,570円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用243,850円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用136円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用78,930円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用7,736円に係る債権	同	上
		島県病院事業の診療及び検査等に関する費用66,445円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用164,130円に係る債権	同	上
		徳島県病院事業の診療及び検査等に関する費用53,000円に係る債権	同	上

#### 提案理由

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 64 号

## 損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

和 解 の 相 手 方	賠 償 金 額	事故発生年月日	事 故 発 生 場 所
大阪府東大阪市ほか在住 4名 滋賀県大津市所在 1法人	3,348,339 <sup>円</sup>	令和元年7月7日	三好市地内 (県道山城東祖谷山線)

## 提案理由

損害賠償の額の決定及び和解について，地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



## 第 65 号

## 包括外部監査契約について

地方自治法第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結する。

令和2年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- |                 |                                  |
|-----------------|----------------------------------|
| 1 契 約 の 目 的     | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告          |
| 2 契 約 の 始 期     | 令和2年4月1日                         |
| 3 契 約 金 額       | 12,571,429円を上限とする額               |
| 4 費 用 の 支 払 方 法 | 契約の定めるところによる。                    |
| 5 契 約 の 相 手 方   | 徳島市城南町一丁目11番26号<br>堀 井 秀 知 (弁護士) |

## 提案理由

包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 66 号

## 県営電気事業の売電料金等について

県営電気事業に係る売電料金の額、売電の期間及び売電料金の徴収の方法を次のように定める。

令和 2 年 2 月 12 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

売電料金の額 日野谷発電所、坂州発電所、川口発電所及び勝浦発電所の予定供給電力の売電料金、令和2年度及び令和3年度各2,948,157,000円  
に消費税等相当を加算した額

売電の期間 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間

売電料金の徴収の方法 次の表の支払区分の基本料金と電力量料金の合計額に消費税等相当額を加算した各月の売電料金を翌月の20日までに支払を受ける。

令和2年度及び令和3年度支払区分		
月 別	基 本 料 金	電 力 量 料 金
4月から翌年2月まで	1月につき 196,485,000円	各月の実績供給電力量1キロワット時につき1円 79銭を乗じた額
翌年3月	196,480,000円	

## 提案理由

県営電気事業の売電料金等について、徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 報告第1号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月12日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市所在 1法人	64,535 <sup>円</sup>	平成31年4月17日	徳島市地内	令和2年1月24日
阿南市在住 1名	64,182	令和元年6月10日	阿南市地内	令和2年1月24日
板野郡藍住町在住 1名	104,000	令和元年7月1日	板野郡藍住町地内	令和2年1月24日
勝浦郡上勝町所在 1法人	108,000	令和元年7月16日	勝浦郡上勝町地内	令和2年1月24日
岡山県岡山市所在 1法人	111,395	令和元年7月26日	三好市地内	令和2年1月24日
徳島市在住 1名	1,058,176	平成31年4月23日	徳島市地内	令和2年1月27日
東京都港区所在 1法人	205,000	令和元年5月30日	徳島市地内	令和2年1月27日

徳島市在住 1名	40,000	令和元年10月2日	板野郡北島町地内	令和2年1月27日
大阪府大阪市所在 1法人	88,000	令和元年10月7日	徳島市地内	令和2年1月27日
岡山県岡山市在住 1名	25,575	令和元年10月15日	岡山県岡山市地内	令和2年1月27日
三好郡東みよし町在住 1名	112,200	令和元年10月15日	三好郡東みよし町地内	令和2年1月27日
小松島市所在 1法人	46,328	令和元年11月11日	小松島市地内	令和2年1月27日

## 報告第2号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月12日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
高知県長岡郡大豊町在住 1名	100,000 <sup>円</sup>	令和元年6月15日	三好市地内 (県道山城東祖谷山線)	令和2年1月22日
徳島市ほか所在 2法人	455,000	令和元年7月13日	徳島市地内 (県道鮎喰新浜線)	令和2年1月22日
美馬市在住 1名	184,000	令和元年9月8日	美馬市地内 (国道492号)	令和2年1月22日
美馬市在住 1名	48,000	令和元年9月20日	美馬市地内 (県道端山調子野線)	令和2年1月22日
那賀郡那賀町在住 1名	109,000	令和元年11月22日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	令和2年1月22日





